

平和で静かな空を

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

号外

発行2016.11.11

連絡先:大和市桜森 3-5-3 第四次厚木爆音訴訟団 電話:046-200-5505 URL:<http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/>

最高裁判決日決まる・12月8日(木)



最高裁判所へ向かう原告団

10月31日14時、原告団と支援者80名が、最高裁近くのモニュメント広場に集合した。

14時15分、金子豊貴男団長・中野新弁護士団長を先頭に「安心で安全な生活を私たちに!」の横断幕を持ち正門まで行進した。

最高裁第1小法廷の傍聴席は全体で48名と大変少なかったが原告12名と弁護士13名が正門から、また、一般抽選で24名の原告も法廷に入ることが出来た。

法廷は15時30分小池裕裁判長ほか4名の裁判官が入場して開廷された。まず最初に中野弁護士団長、続いて岡部弁護士、福田弁護士、関守弁護士が弁論し、原告から金子団長、山口繁美さんが、「半世紀以上にわたって爆音被害を余儀なくされている私たちにとって、米軍機や自衛隊機の飛行差止めは悲願である」と陳述を行った。また、国側も反論の弁論を行った。

双方の弁論が終了したあと、小池裁判長より12月8日(木)15時から判決期日を行うと報告された。我々が願っていた米軍機の飛行差止めについては、9月の決定で上告審の主要な論点から除外された。

12月8日最高裁は住民の立場に立った判断を是非示してほしい。

12月8日(木)判決の行動

- と き: 12月8日(木)15時判決
と ころ: 最高裁判所 第1小法廷 終了後、報告集会
- ① 当日参加者は 中央林間駅11時45分集合
 - ② 最高裁判所手前モニュメントから正門前まで横断幕隊列進行
 - ③ 参加希望者は11月17日まで各支部長へ連絡方

最高裁口頭弁論報告会 10月31日

「最高裁での弁論の後、参議院議員会館に移り、報告集会を開きました。」という書き出しで、これまではよかったのですが……。

ところが、最高裁小法廷は、名前の通り小さな部屋で、傍聴席は50名くらいしか入れません。しかも、地裁・高裁のようにロビーで座って待っていることはできません。なぜなら、傍聴者以外門の中に入れてくれないからです。

そこで、傍聴抽籤に選ばれた原告・支援者は、参議院議員会館で待機者集会を持つことになりました。

開廷と同じく 15:30 に始めたのですが、安永弁護士の弁論の読み上げは、概要解説を入れた大変わかりやすいもので、山村次長の作成した DVD「厚木基地と裁判」とも併せて好評で、席を立つ人もありませんでした。

そうこうするうちに、弁護士や傍聴者が戻り、報告集会が始まりました。金子団長の挨拶に続き、中野弁護団長が、「米軍機の飛行差し止めにつ



いて論じたかった。」とあらためて悔しさを露わにし、福田・岡部弁護士の弁論の内容解説も、高裁判決の維持もあり得ると力強い結びになりました。陳述に立った原告山口繁美さんは母親のスイーさんによる 24 年前の第一次訴訟の最高裁弁論を受け継ぐ形で、「次の世代が裁判を続けなくてもいいように飛行の差し止めを勝ちとりたい。」という言葉は、必ず裁判官の心を動かすと誰もが思いました。

原告の他に、神奈川平和運動センター、横田・普天間など全国基地爆音訴訟連絡会議の仲間が支援に駆けつけ、福島瑞穂参議院議員、赤嶺政賢衆議院議員からも連帯のアピールを受けました。



ブロック長会議のお知らせ

と き：11月20日（日）14時30分

と ころ：藤沢商工会館（JR藤沢駅北口より徒歩5分）

内 容：最高裁弁論報告と判決（弁護団）・四次訴訟DVD上映・懇親会
ブロック長の方には、すでに案内通知を送付してあります。

一般原告の参加希望は、各支部長、又は事務所までご連絡下さい。